

日本農林規格の見直しについて

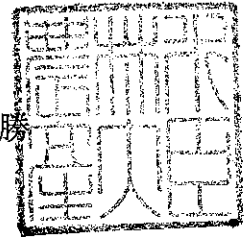
「生産情報公表農産物」



18消安第12827号
平成19年2月14日

農林物資規格調査会 殿

農林水産大臣 松岡利勝



日本農林規格の改正及び確認並びに品質表示基準の改正について（諮問）

下記のとおり、日本農林規格の改正及び確認並びに品質表示基準の改正を行う必要があるため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条及び第19条の13第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- ① 生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）の改正
- 2 水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格（平成9年3月27日農林水産省告示第446号）の改正
- 3 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格（昭和55年2月25日農林水産省告示第208号）の改正
- 4 ぶどう糖の日本農林規格（平成2年10月30日農林水産省告示第1412号）の確認
- 5 調理冷凍食品の日本農林規格（昭和53年8月25日農林水産省告示第155号）の改正
- 6 調理冷凍食品品質表示基準（平成14年8月19日農林水産省告示第1358号）の改正

生産情報公表農産物の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省

平成19年2月15日

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定及び「JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成17年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）について、特色規格の性格を有するとして、所要の見直しを行う。

2 内容

生産情報公表農産物の日本農林規格について、化学合成農薬の削減割合を公表する際に、有機農産物の日本農林規格の生産基準との整合性を図る旨の改正を行う。

生産情報公表農産物の日本農林規格（平成１７年６月３０日農林水産省告示第１１６３号）の一部を改正する件（案）新旧対照条文
○生産情報公表農産物の日本農林規格（平成１７年６月３０日農林水産省告示第１１６３号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
生産情報公表農産物の日本農林規格 （適用の範囲） 第１条 （略） （定義） 第２条 （略）		生産情報公表農産物の日本農林規格 （適用の範囲） 第１条 この規格は、生産情報公表農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （定義） 第２条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
用 語	定 義	用 語	定 義
生 産 情 報	（略）	生 産 情 報	農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 生産者（ほ場及び栽培施設（以下「ほ場等」という。）における栽培管理を行う者をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び連絡先（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和２５年法律第１７５号）第１４条第２項又は同法第１９条の３第２項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合にあっては、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名及び住所） (2) ほ場等の所在地 (3) 収穫期間 (4) 生産者が使用した農薬（農産物の生産に用いた種苗に使用された農薬を含み、特定農薬（農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第２条第１項ただし書に規定する特定農薬をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の農薬の使用回数が異なる場合にあっては、最多使用回数及び最少使用回数） (5) 生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の特定農薬の使用回数が異なる場合にあっては、最多使用回数及び最少使用回数） (6) 生産者が施用した肥料（土壌改良資材（地力増進法施行令（昭和５９年政令第２９９号）に規定する土壌改良資材をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の肥料の施用量が異なる場合にあっては、最多施用量及び最少施用量） (7) 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量（複数のほ場等において生

生産情報公表農産物	(略)
農産物識別番号	(略)
化学合成農薬	農薬のうち化学的に合成されたもの（ <u>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第１０条第１号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成１２年７月１４日農林水産省告示第１００５号）の一に掲げる農薬を除く。</u> ）をいう。
化学肥料	(略)
窒素成分量	(略)

（生産情報公表農産物の規格）

第３条 (略)

第４条 (略)

事 項	基 準
表示事項	(略)
表示の方法	(略)

	産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の土壌改良資材の施用量が異なる場合にあっては、最多施用量及び最少施用量) (8) 生産者が使用又は施用した(4)から(7)までの生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的
生産情報公表農産物	次条から第６条までの規格に適合する農産物をいう。
農産物識別番号	同一の生産情報及び第５条に掲げる情報を有する農産物を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が農産物ごとに定めるものをいう。
化学合成農薬	農薬のうち化学的に合成されたもの（ <u>フェロモン剤（農産物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤をいう。）を除く。</u> ）をいう。
化学肥料	肥料のうち化学的に合成されたものをいう。
窒素成分量	生産者が施用した化学肥料に含まれる窒素成分の総量を１０アール当たりの量に換算した量をいう。

（生産情報公表農産物の規格）

第３条 生産情報公表農産物の生産の方法についての基準は、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。

第４条 生産情報公表農産物の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあっては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 農産物識別番号 (2) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５１４号）第３条第１項第１号又は玄米及び精米品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示第５１５号）第３条第１項第１号に掲げる事項、農産物識別番号及

表示禁止事項	(略)

(化学合成農薬削減割合等の規格)
第5条 (略)

	び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表農産物」と記載すること。 (2) 農産物識別番号 小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	表示事項の基準に掲げる事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

(化学合成農薬削減割合等の規格)
第5条 認定生産行程管理者は、第3条の公表のほか、次に掲げる情報を公表することができる。

(1) 次の計算式により計算した化学合成農薬の削減割合（以下「化学合成農薬削減割合」という。）

$$\text{化学合成農薬削減割合} = \left[1 - \frac{A}{B} \right] \times 10$$

A＝農産物に現に使用した化学合成農薬の使用回数
B＝農産物の栽培地の属する地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。以下同じ。）の区域において当該農産物に使用される化学合成農薬の平均的な使用回数を考慮して地方公共団体が定める化学合成農薬の使用回数（以下「平均使用回数」という。）

（注） 化学合成農薬削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 次の計算式により計算した化学肥料の削減割合（以下「化学肥料削減割合」という。）

$$\text{化学肥料削減割合} = \left[1 - \frac{C}{D} \right] \times 10$$

C＝農産物に現に施用した化学肥料の窒素成分量
D＝農産物の栽培地の属する地方公共団体の区域において当該農産物に施用される化学肥料の平均的な窒素成分量を考慮して地方公共団体が定める化学肥料の窒素成分量（以下「平均窒素成分量」という。）

（注） 化学肥料削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 化学合成農薬削減割合を公表する場合には、当該化学合成農薬の削減割合の計算に用いた平均使用回数及び平均使用回数が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。

3 化学肥料削減割合を公表する場合には、現に施用した化学肥料の窒素成分量を農産物識別番号ご

第6条 (略)

事 項	基 準
表示事項	(略)
表示の方法	(略)
表示禁止事項	(略)

とに正確に記録し、その記録を保管し、事実即して公表するとともに、当該化学肥料削減割合の計算に用いた平均窒素成分量及び平均窒素成分量が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。

第6条 化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項のいずれか又はすべてを表示してあること。 (1) 化学合成農薬削減割合 (2) 化学肥料削減割合
表示の方法	化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 化学合成農薬削減割合 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学合成農薬削減割合：○割（対○○平均使用回数比）」と記載すること。 （注）○には整数を、○○には化学合成農薬削減割合の算定に使用した平均使用回数を定めた地方公共団体の名称を記載すること。 (2) 化学肥料削減割合 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい個所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学肥料削減割合：○割（対○○平均窒素成分量比）」と記載すること。 （注）○には整数を、○○には化学肥料削減割合の算定に使用した平均窒素成分量を定めた地方公共団体の名称を記載すること。
表示禁止事項	表示事項の基準に掲げる事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

(参考)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（抜粋）

（名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資）

第十条 法第十九条の十五第一項の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食料品とする。

一 当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号において「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

二 （略）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を定める件（平成十二年農林水産省告示第千五号）

次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であつて、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。

一 農薬

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・大豆レシチン水和剤、硫黄・銅水和剤、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅並びにワックス水和剤

二 肥料及び土壌改良資材

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量要素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

生産情報公表農産物のJAS規格の概要

第1条(目的)

生産情報公表農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的。

第2条(定義)

- ・**生産情報**
- ・生産情報公表農産物
- ・農産物識別番号
- ・化学合成農薬
- ・化学肥料
- ・窒素成分量

生産情報とは

誰が

①生産者の氏名、住所、連絡先

どこで

②ほ場等の所在地
③収穫期間

どのように生産

④農薬の用途別分類、種類、使用回数
⑤特定農薬の用途別分類、種類、使用回数
⑥肥料の種類、施用量
⑦土壌改良資材の種類、施用量
⑧その他生産資材の名称、目的

第3条(生産情報公表農産物の規格)

＜生産情報公表農産物の生産の方法についての基準＞
生産情報を農産物識別番号ごとに、正確に**記録・保管・公表**すること。

第4条

＜生産情報公表農産物の品質に関する表示の基準＞
表示事項、表示の方法、表示禁止事項を定める。
(農産物識別番号、生産情報の公表の方法)

【表示例(容器、包装、農産物に近接した掲示等)】

農産物識別番号 1 2 3 4 5 6 7

みかん(生産情報公表農産物)
〇〇県産

生産情報の公表の方法 <http://www.??co.jp>



登録認定機関

①農産物識別番号

②名称(生産情報公表農産物)

③生産情報の公表の方法

第5条(化学合成農薬削減割合等の規格)

削減割合に関する情報を公表できる。

＜化学合成農薬削減割合を公表する場合＞

平均使用回数、基準を制定した地方公共団体の名称

＜化学肥料削減割合を公表する場合＞

平均窒素成分量、現に施用した化学肥料の窒素成分量、
基準を制定した地方公共団体の名称

第6条

＜削減割合に関する表示の基準＞
表示事項、表示の方法、表示禁止事項を定める。

【表示例(容器、包装、農産物に近接した掲示等)】

農産物識別番号 1 2 3 4 5 6 7

みかん(生産情報公表農産物) 〇〇県産

化学合成農薬削減割合: 〇割(対〇県平均使用回数比)
化学肥料削減割合: 〇割(対〇県平均窒素成分量比)

生産情報の公表の方法 <http://www.??co.jp>



登録認定機関

生産情報

.....

削減割合情報

＜化学合成農薬削減＞
平均使用回数、地方公共団体名

＜化学肥料削減割合＞
平均窒素成分量、施用した化学肥料の窒素成分量、地方公共団体名

基本部分

オプション

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成19年2月15日（木）

14時～

場所：農林水産省第2特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

（1）日本農林規格の見直しについて

- ・生産情報公表農産物の日本農林規格の改正
- ・水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の改正
- ・異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格の改正
- ・ぶどう糖の日本農林規格の確認
- ・調理冷凍食品の日本農林規格の改正

（2）品質表示基準の見直しについて

- ・調理冷凍食品品質表示基準の改正

（3）その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員等名簿
- 2 生産情報公表農産物の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の見直しについて（案）
- 4 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格の見直しについて（案）
- 5 ぶどう糖の日本農林規格の見直しについて（案）
- 6 調理冷凍食品の日本農林規格の見直しについて（案）
- 7 調理冷凍食品品質表示基準の改正について（案）
- 8 J A S 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

農林物資調査会部会委員等名簿

氏 名	役 職
◎ 伊藤 潤子	日本生活協同組合連合会理事
◎ 香西 みどり	お茶の水女子大学生生活科学部教授
◎ 加藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
◎ 高鳥 直樹	(社) 大日本水産会品質管理部長
◎ 並木 利昭	日本スーパーマーケット協会事務局長
○ 栗生 美世	(社) 栄養改善普及会理事
○ 大場 秀夫	(社) 日本冷凍食品協会常務理事
○ 岡本 俊彦	(社) 全国清涼飲料工業会技術部長
○ 小島 千夏	全日本糖化工業会
○ 近藤 俊夫	(株) エスコ代表取締役社長
○ 澤木 佐重子	(社) 全国消費生活相談員協会
○ 田丸 せつ子	全国生活学校連絡協議会副会長
○ 鶴田 志郎	(株) マルタ代表取締役会長
○ 徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
○ 土橋 芳和	(社) 日本缶詰協会技術部部長
○ 長谷川 朝恵	消費者(消費生活アドバイザー)
○ 堀江 雅子	(財) ベターホーム協会常務理事
○ 榎島 慎一	全日本菓子協会
○ 松井 千輝	公募委員
○ 弥武 経也	日本スターチ糖化工業会技術委員長
○ 山根 香織	主婦連合会副会長
曾根原 宏泰	(社) 日本缶詰協会技術部
弘津 昌美	(社) 全国清涼飲料工業会技術部主任

(注) ◎：農林物資規格調査会委員

(あいうえお順)

○：農林物資規格調査会専門委員

パブリック・コメント等募集結果

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きによる寄せられた意見・情報
(生産情報公表農産物の日本農林規格の改正案)

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：19.3.1～19.3.30）

意見が1件ありましたが、改正案に係る意見ではありませんでした。

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：19.6.18～19.8.17）

受付件数

なし